

(平成 30 年 6 月 15 日 更新)

早川町内奈良田地区発生土仮置き場における 環境保全について

平成 2 9 年 1 1 月

東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社

目 次

	頁
第 1 章 本書の概要	1
第 2 章 工事概要	2
2-1 工事位置	2
2-2 工事の規模	6
2-3 工事の概要	7
2-4 工事工程	10
2-5 資材及び機材の運搬に用いる車両の運行台数について.....	10
【参考】早川・芦安連絡道路への発生土運搬に伴う 追加影響検討及び保全計画について.....	13
第 3 章 環境保全措置の計画	16
3-1 環境保全措置の検討方法	16
3-2 重要な種等の生息・生育地の回避検討.....	16
3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置.....	17
3-3-1 水環境（水質）	17
3-3-2 動物	18
3-3-3 環境への負荷（温室効果ガス）	19
3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による 影響を低減させるための環境保全措置.....	21
3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針.....	23
第 4 章 事後調査及びモニタリング	24
4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画.....	24
4-2 モニタリングの結果の取扱い	25
第 5 章 発生土仮置き場の管理計画	26
5-1 管理計画の概要	26
5-2 工事中の管理計画	26
5-3 仮置き期間中の管理計画	27
5-4 仮置き撤去時及び仮置き撤去完了後の管理計画.....	28

第1章 本書の概要

- ・本書は、山梨県南巨摩郡早川町内奈良田地区において当社が計画している発生土仮置き場について、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成26年8月）」（以下「評価書」という。）及び「早川町内奈良田地区発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について（平成29年11月）」（以下「調査・影響検討結果」という）に基づいて、工事中に実施する環境保全措置及び事後調査・モニタリングの具体的な計画、また工事中、仮置き期間中、仮置き撤去時及び撤去完了後に周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画についてとりまとめたものである。
- ・奈良田地区の発生土仮置き場は、登山者用の駐車場の一部を使用しており、駐車場の利用がない毎年概ね11月上旬から翌年6月下旬に使用する計画で運用を開始したが、関係者と通年使用の協議を行い、協議が整ったことから、通年使用へ計画を変更して本書を更新する。

注：更新理由について、下線部を追加しました。（平成30年6月）

第2章 工事概要

2-1 工事位置

- ・早川町内では、図 2-1 に示すとおり、既に計画が具体化した塩島地区に発生土置き場を 1 箇所、雨畑地区に発生土仮置き場（要対策土*対応）を 1 箇所、塩島地区（南）に発生土仮置き場（要対策土対応）を 1 箇所、西之宮地区に発生土仮置き場を 1 箇所設けている。今回、早川町内の塩島地区（河川側）及び奈良田地区に新たに発生土仮置き場を各 1 箇所設けることを計画している。
- ・本書では、奈良田地区に新たに設置する発生土仮置き場（以下、「奈良田地区発生土仮置き場」という。）について、環境保全措置の計画を取りまとめる。奈良田地区発生土仮置き場計画地の平面図と現況を図 2-2 及び写真 2-1 にそれぞれ示す。

※土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含むトンネル掘削による発生土。トンネル掘削による発生土の取扱いとは国の定める法令（土壤汚染対策法）の対象外であるが、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック（平成 27 年 3 月 独立行政法人土木研究所、一般財団法人土木研究センター地盤汚染対応技術検討委員会）」に基づき適切に処理することとした。

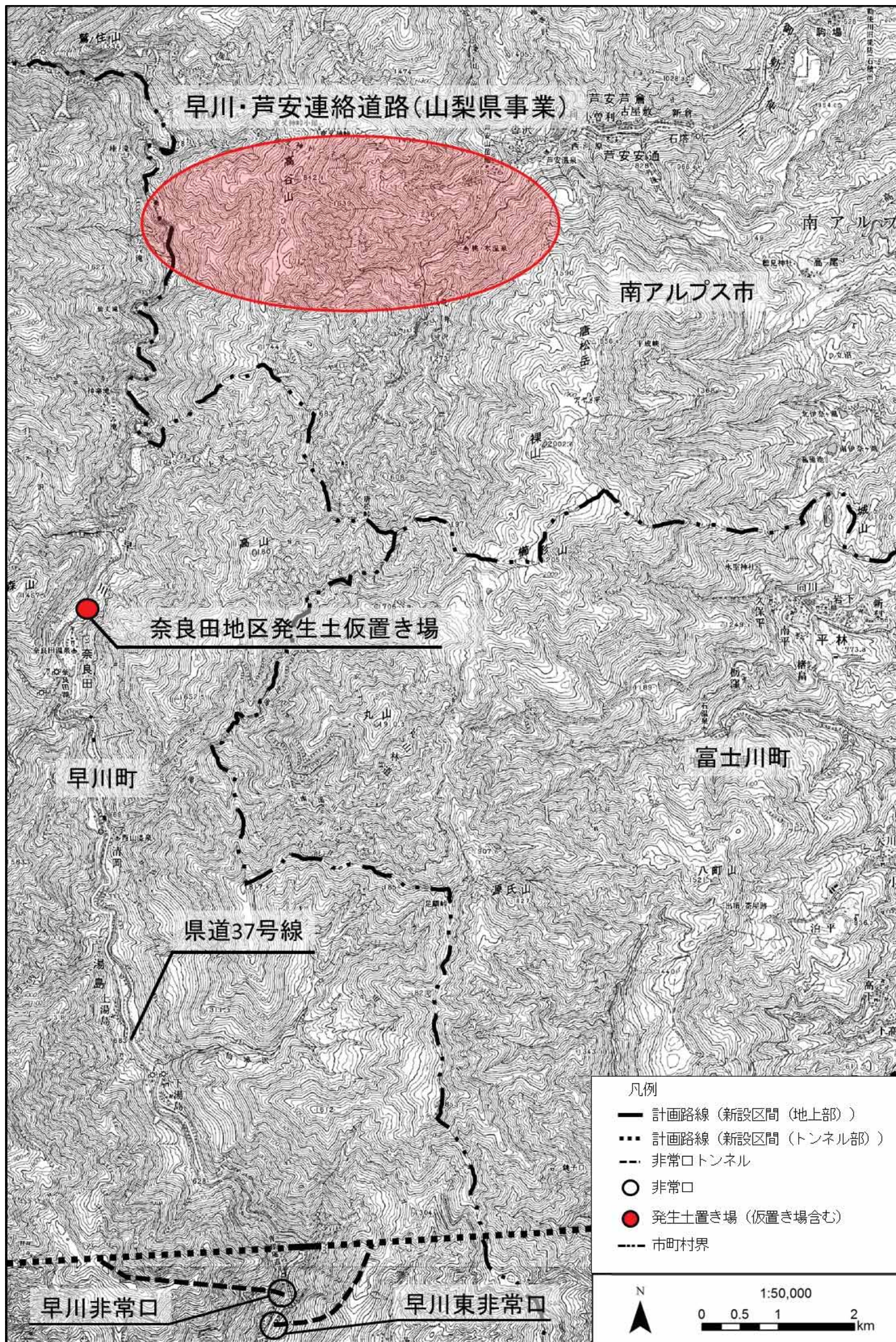


図 2-1(1) 発生土置き場の位置

注：図 2-1(1)に「県道 37 号線」を追記しました。(平成 30 年 6 月)



図 2-1(2) 発生土置き場の位置

注：図 2-1(2)に「県道 37 号線」を追記しました。（平成 30 年 6 月）

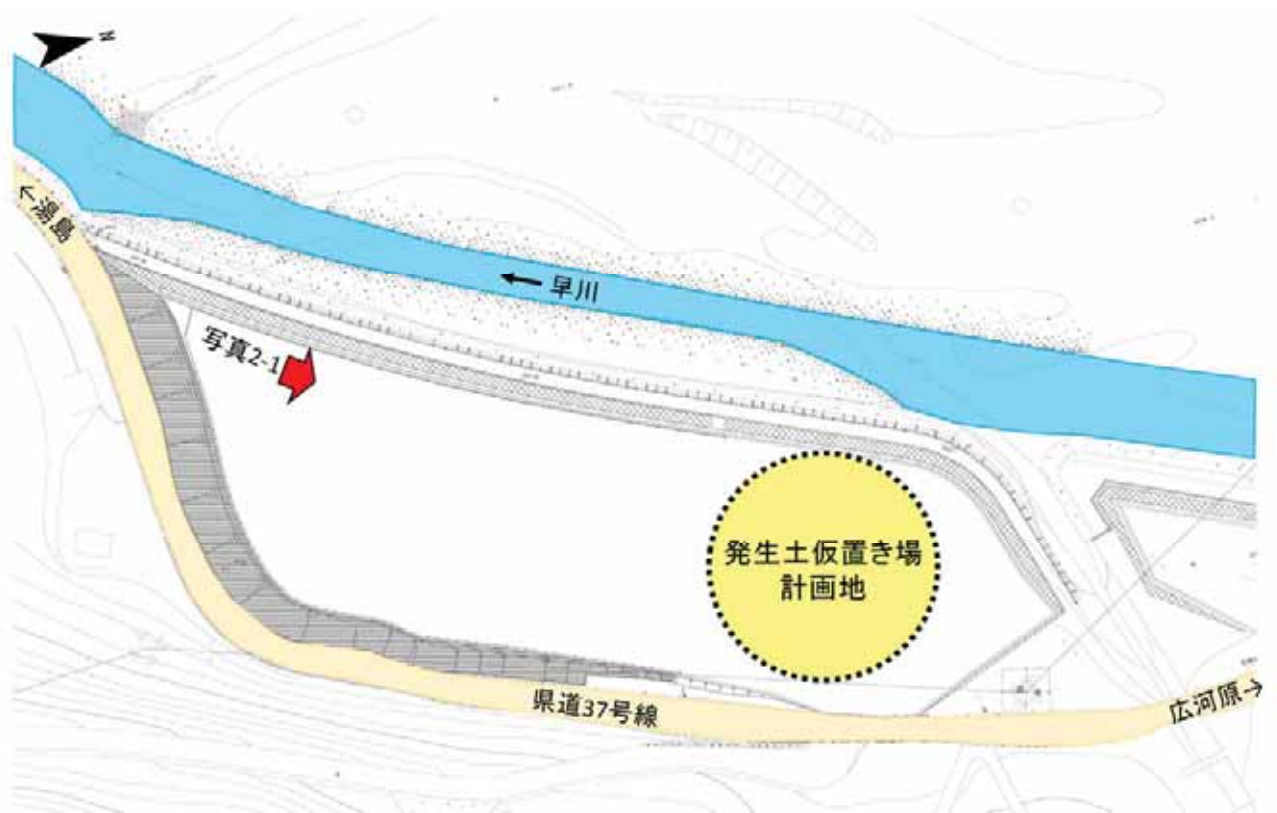


図 2-2 奈良田地区発生土仮置き場計画地平面図（現況）



写真 2-1 奈良田地区発生土仮置き場計画地の現況

2-2 工事の規模

冬季閉鎖期間（11月上旬～6月下旬）※

- ・面積：盛土面積約 1,200m²
- ・容量：約 4,000m³
- ・最大盛土高：約 5m

マイカー規制期間（6月下旬～11月上旬）※

- ・面積：盛土面積約 600m²
- ・容量：約 1,700m³
- ・最大盛土高：約 5m

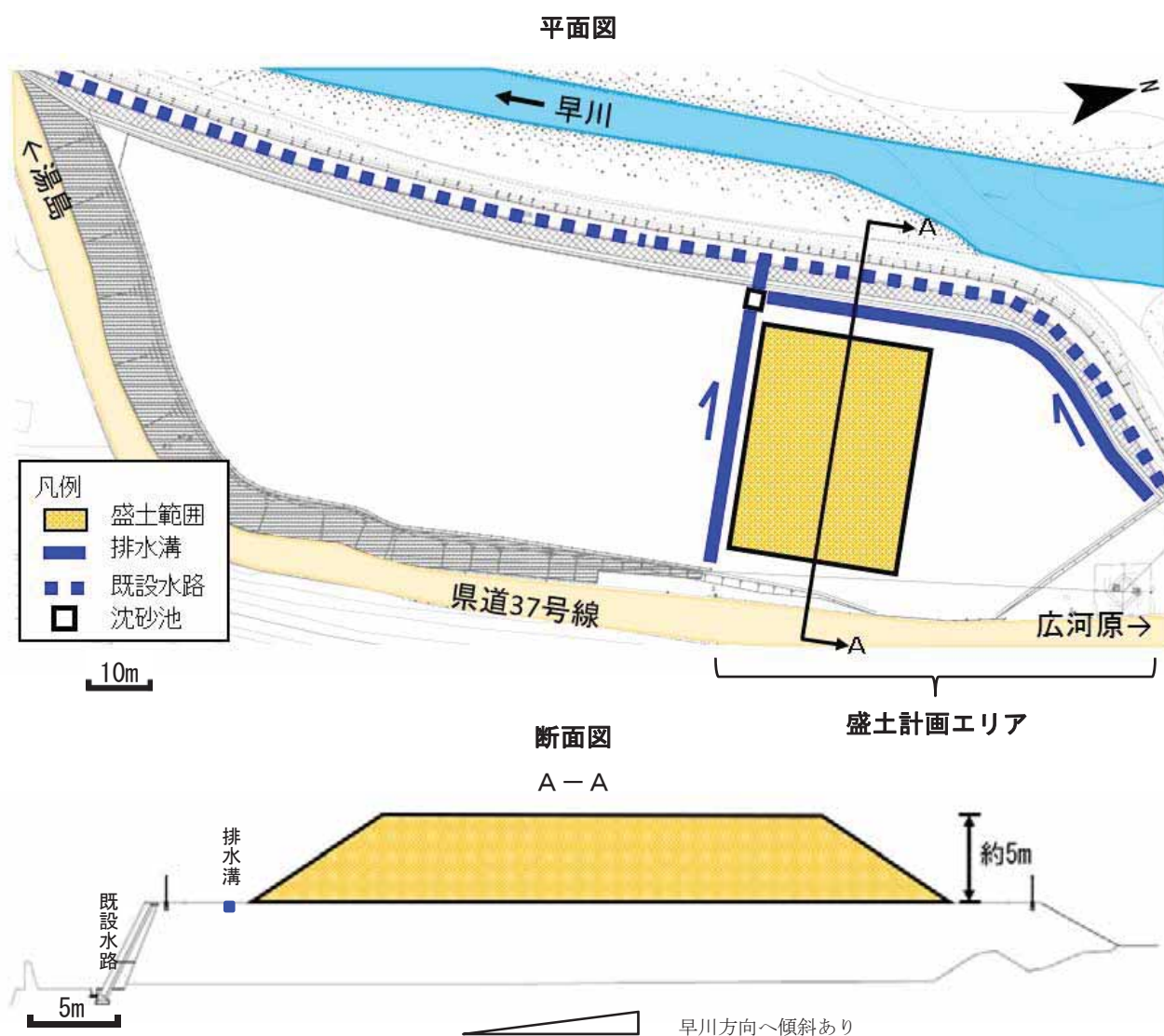
※県道 37 号線の開運トンネル（図 2-5(1)参照）以北が通行止めとなる毎年概ね 11 月上旬から翌年 6 月下旬までを「冬季閉鎖期間」、マイカー規制が実施される毎年 6 月下旬から 11 月上旬までを「マイカー規制期間」と呼ぶ。以下同じ。

注：通年使用への変更に伴い、下線部を追加しました。（平成 30 年 6 月）

2-3 工事の概要

- ・奈良田地区発生土仮置き場は、中央新幹線のトンネル掘削に係る発生土（要対策土を除く。）の一時的な仮置き場として使用する計画である。発生土を早川・芦安連絡道路事業（山梨県事業：事業の概ねの位置は図 2-1(1)参照）で活用するため、早川・芦安連絡道路事業へ発生土を運搬する際の中継地として使用する。計画地は、毎年概ね 6 月下旬から 11 月上旬まで登山者用の駐車場*として利用されており、駐車場の利用に支障をきたさない範囲で一部（北側）に発生土を一時仮置きする。
- ・奈良田地区発生土仮置き場は、最大盛土高さ 5m を想定している。奈良田地区発生土仮置き場における盛土計画を図 2-3 に示す。

※毎年概ね 6 月下旬から 11 月上旬まで、県道 37 号線の開運トンネル以北ではマイカー規制が実施される。登山者は計画地に駐車し、公共交通機関で南アルプスへ向かう。



※今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性がある

図 2-3 (1) 奈良田地区発生土仮置き場における盛土計画（冬季閉鎖期間）

注：通年使用への変更等に伴い、下線部を更新及び追加しました。（平成 30 年 6 月）

- ・工事概要は以下のとおりである。

作業時間：8時15分～17時00分※

休工日：日曜日

工事期間：平成29年11月～平成36年度（予定）

（発生土の発生状況等により、工事期間の変更や、やむを得ず休工日に作業や運搬を行うことがある。）

※日照時間等の環境条件や関係者との調整を踏まえ、奈良田地区発生土仮置き場から早川・芦安連絡道路事業地までの発生土運搬時間を一日当たり最大2時間程度延長する場合があります、その場合、奈良田地区発生土仮置き場の作業時間も同様に一日当たり最大2時間程度延長する。なお、当該運行ルート上には民家等は存在しない。

- ・主な施工手順を図2-4に示す。
- ・仮置き部分への搬入前に、整地や排水溝等の仮設設備の設置等の準備工を行う。発生土は建設機械を用いて敷き均し、締固めを行う。なお、冬季閉鎖期間とマイカー規制期間の間に行う盛土形状変更時には、仮囲いの設置撤去、排水溝の一部移設等の段取り替えを行う。仮置き期間終了後は、仮設設備等を全て撤去し原形復旧する。

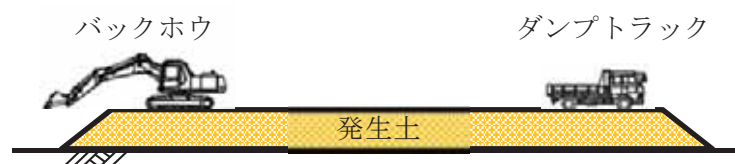


図 2-4 (1) 奈良田地区発生土仮置き場における主な施工手順（発生土搬入、締固め）



図 2-4 (2) 奈良田地区発生土仮置き場における主な施工手順（仮置き）



図 2-4 (3) 奈良田地区発生土仮置き場における主な施工手順（発生土搬出）

2-4 工事工程

- ・工事工程を表 2-1 に示す。

表 2-1 工事工程※1

作業名	年 度 内 容	平成29年度					平成30年度															平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
準備工	進入路整備、仮設設備設置等	■																	平成30年度と同様の計画											
段取替え工	仮囲い設置・撤去 排水溝設置・撤去 等								■					■																
土搬入、一時仮置き、土搬出		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■												■
撤去工	※2 土搬出、仮設設備撤去等																													■

※1 工事の状況によって計画が変更となる場合がある。

※2 期間を延長する場合がある。

- ・また、奈良田地区発生土仮置き場における建設機械の種類及び台数を表 2-2 に示す。なお、計画の変更により、建設機械の総台数は 2,450 台から 2,220 台へ変更となる。

表 2-2 奈良田地区発生土仮置き場における建設機械の種類及び台数※1

工事位置	工種	建設機械	規格	稼働台数 (台)	台数	
					最大台数/月	総台数
奈良田地区	準備工	バックホウ	0.8m ³ 級	2	50	50
発生土仮置き場	段取替え工	バックホウ	0.8m ³ 級	1	10	120
	受入工	バックホウ	0.8m ³ 級	1	25	2000
	撤去工	バックホウ	0.8m ³ 級	2	50	50

※1 工事の状況によって計画が変更となる場合がある。

2-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について

- ・使用する主な工事用車両は、発生土等を運搬するダンプトラックや、資機材等の運搬用のトレーラー、トラック等を想定している。本工事における工事用車両の想定台数は、「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事における環境保全について（平成 27 年 12 月）」において、県道 37 号線を北方向へ通行する想定工事用車両台数として、最大片道 151 台/日としている（平成 29 年度については最大片道 70 台/日程度を見込む）。なお、当該箇所から他の発生土置き場への仮置き発生土搬出のため、工事用車両を運行させる場合がある。
- ・また、工事用車両の運行ルートを図 2-5 に示す。

注：通年使用への変更に伴い、表 2-1 及び表 2-2 中の下線部を更新及び追加しました。（平成 30 年 6 月）

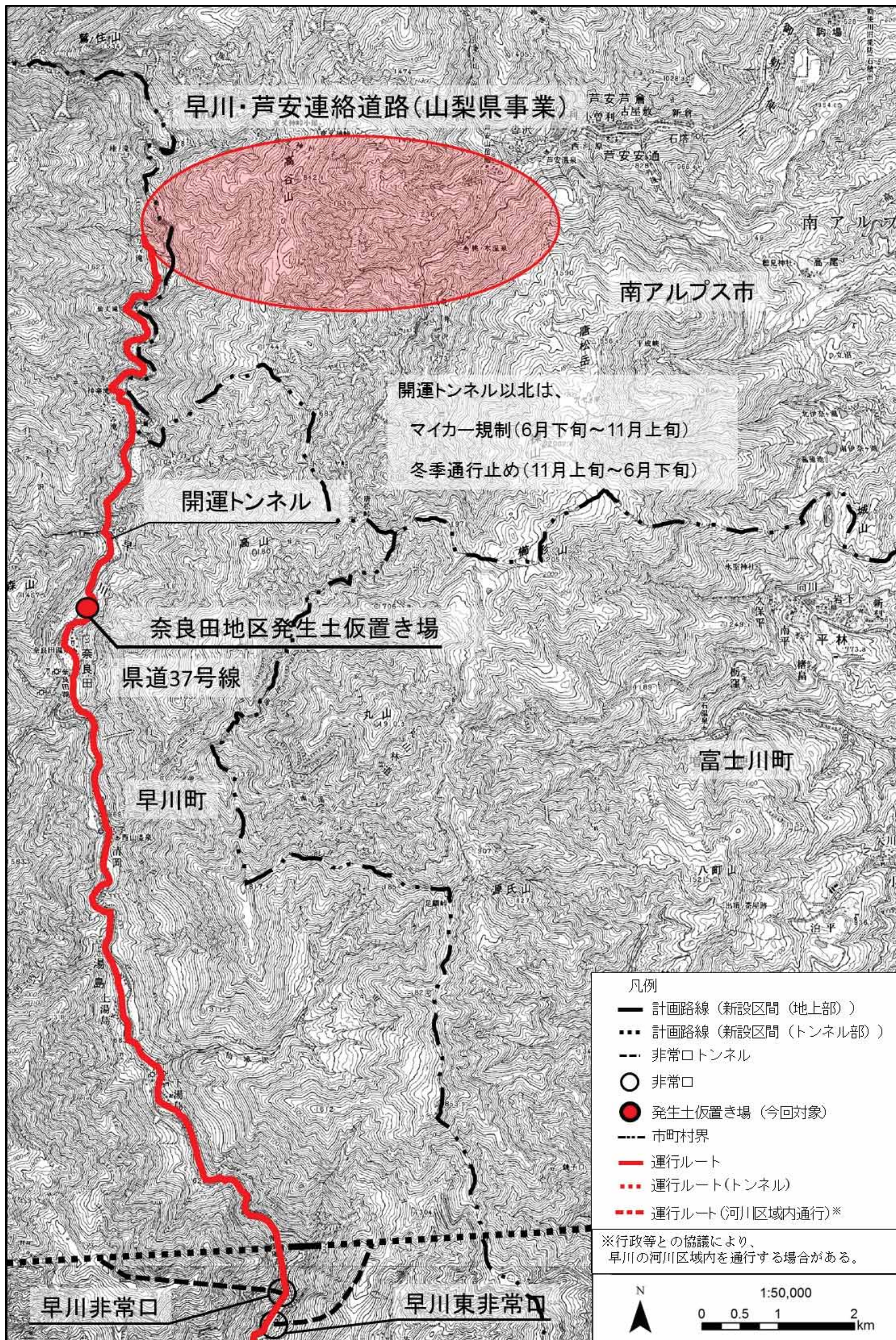


図 2-5(1) 工事用車両の運行ルート

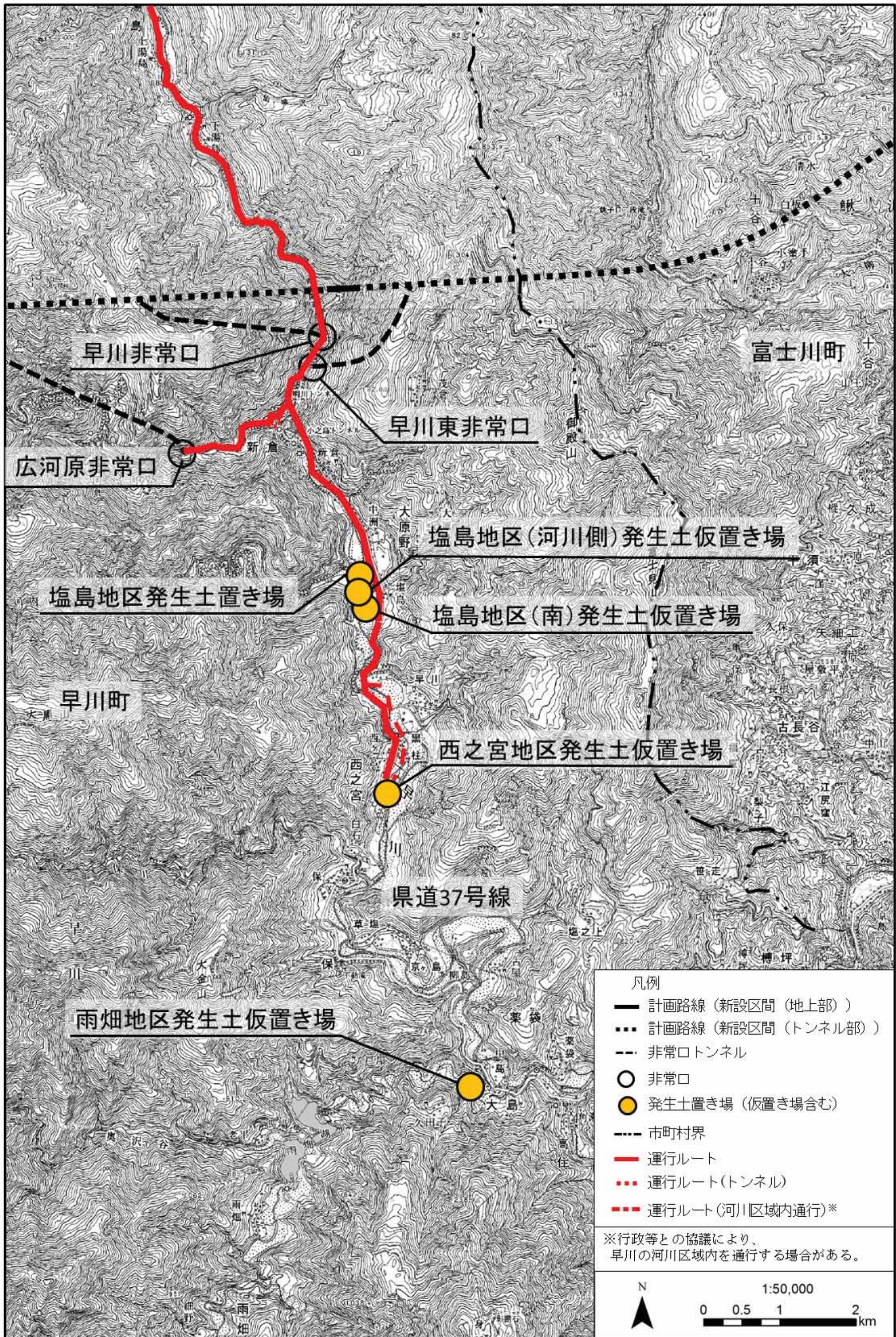


図 2-5(2) 工事用車両の運行ルート

【参考】早川・芦安連絡道路への発生土運搬に伴う追加影響検討及び保全計画について

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質、騒音、振動に対する影響検討結果については、「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）における環境保全について（平成 27 年 12 月）」（以下、「南アルプストンネル環境保全計画書」という。）の中で公表している。今回、早川・芦安連絡道路への発生土運搬計画の深度化に伴い、一部区間で早川の河川区域内通行を計画していることから、河川区域内への通路の設置に係る水質（水の濁り）についての影響検討を図(参)-1 に示す地点において行った。なお、現地調査結果は、「早川町内奈良田地区発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について（平成 29 年 11 月）」で記載したものによる。

影響検討結果については、施工に際して水路等の切回しを実施することにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の流出を防止することから、周辺公共用水域への水の濁りの影響は小さいと考えられる。

なお、早川・芦安連絡道路への発生土運搬に伴う環境保全措置については、南アルプストンネル環境保全計画書に記載のある「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「工事従事者への講習・指導」「工事の平準化」「荷台への防じんシート敷設及び散水」「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」のほか、表(参)-1 の内容を確実に実施していくことで、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質、騒音、振動、水質（水の濁り）の環境影響について低減が図られていると評価する。

表(参)-1 水環境に関する工事实施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所
水質 (水の濁り)	水路等の切回しの実施	公共用水域内の工事に際し水路等の切回しを実施することにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の濁りに係る影響を低減できる。	河川を渡河するための改変について、水路等の切回しを実施した上で行う計画とした。

事後調査及びモニタリングについては、評価書及び調査・影響検討結果に基づいて実施する。ただし、本計画においては事後調査が必要となる環境保全措置の効果の不確実性が伴わないことから、事後調査は実施しないが、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に以下の項目についてモニタリングを実施する。

－大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）、騒音、振動

調査地点は図(参)-2 に示すとおり

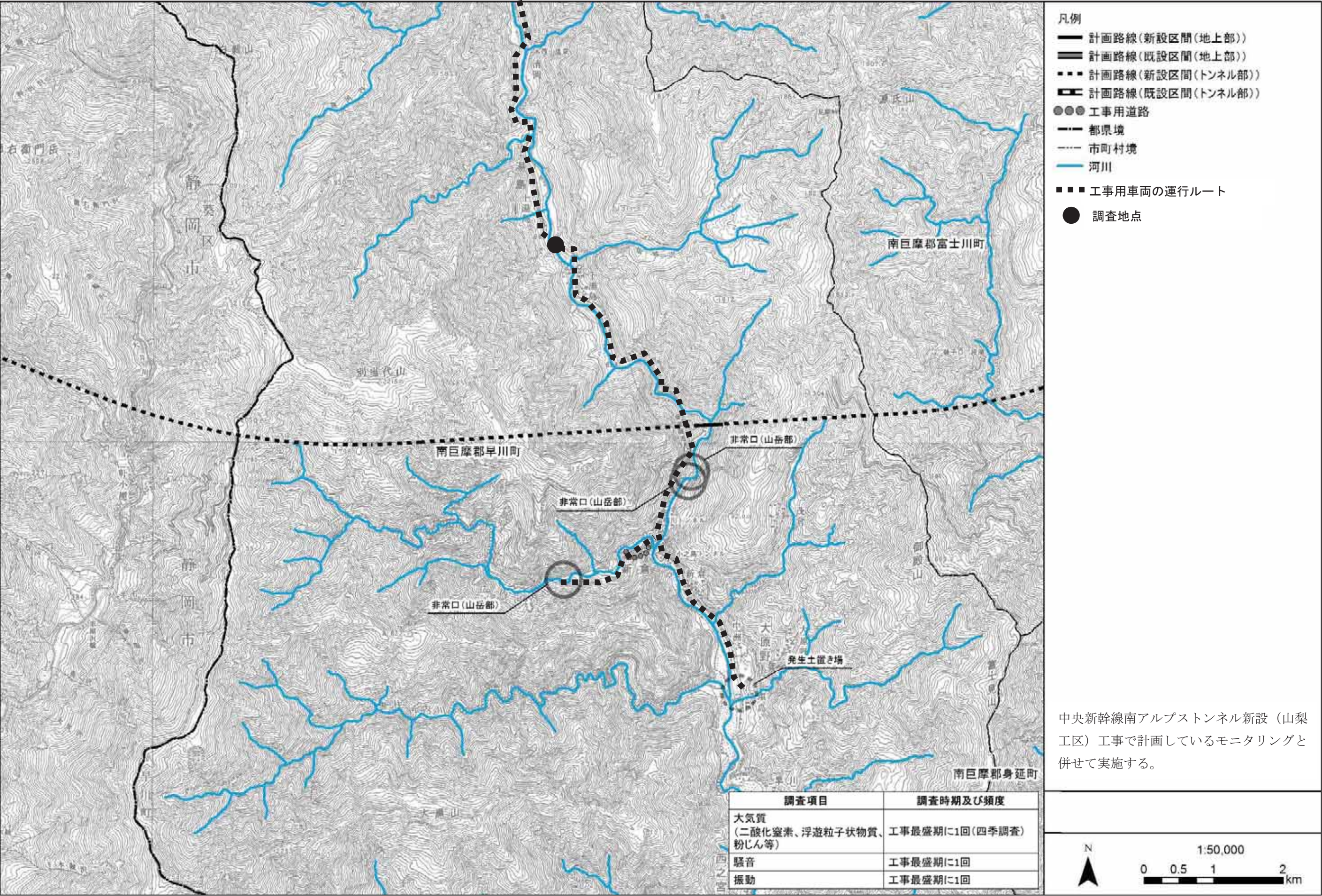
－水質（浮遊物質、pH）

調査地点は図 4-1 に示すとおり（発生土仮置き場のモニタリングと合わせて実施）



図(参)-1 影響検討地点図

注：図(参)-1に「県道37号線」を追記しました。（平成30年6月）



図(参)-2 大気質、騒音、振動のモニタリングの調査地点図

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

- ・評価書及び調査・影響検討結果に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて図3-1に示す具体的検討手順により採否を検討した。

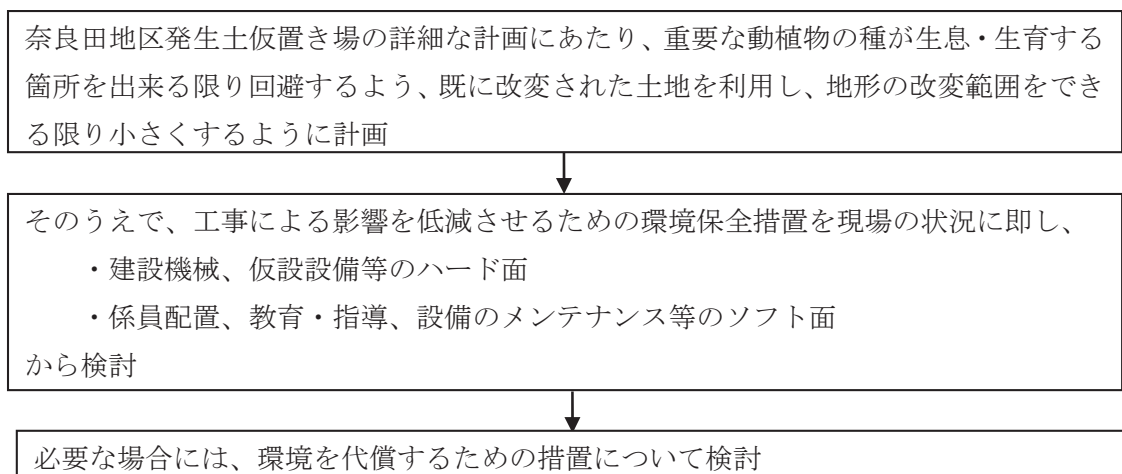


図3-1 環境保全措置の具体的検討手順

3-2 重要な種等の生息・生育地の回避検討

- ・奈良田地区発生土仮置き場の検討にあたっては、既に改変された土地に発生土を安全に盛土できるよう計画することとした。
- ・本工事で施工する範囲で、確認として行った現地の動物、植物の調査においても、重要な種は確認されなかった。

3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置

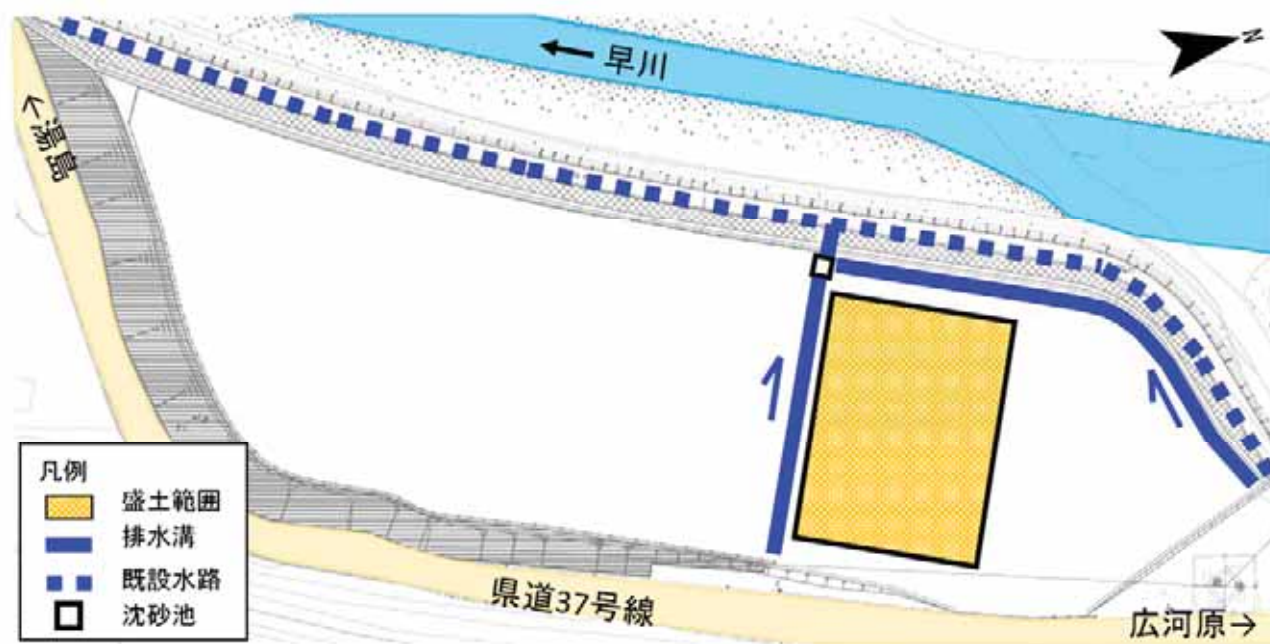
- ・工事による影響を低減させるため、工事中に実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の状況等を考慮し、以下のとおり計画する。

3-3-1 水環境（水質）

- ・工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-1 及び図 3-2 に示す。

表 3-1 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り)	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する仮設沈砂池を設置し、仮設沈砂池で対応できない場合は処理装置を設置し、沈殿等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	発生土における細粒分の割合など、盛土工事の状況に合わせて、排水溝及び仮設沈砂池を設置する計画とした。



※今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性がある。

※図は冬季閉鎖期間を示す。マイカー規制期間も同様の環境保全措置とする。

図 3-2 水環境（水質）に関する計画面の環境保全措置

注：通年使用への変更に伴い、図 3-2 中に下線部を追加しました。（平成 30 年 6 月）

- ・ 工事中は、表 3-2 の環境保全措置について工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、実施状況の確認を行う。

表 3-2 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り)	工事排水の監視	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができる。	公共用水域（早川）への排水時に工事排水の水の濁りを監視する計画とした。
水質 (水の濁り)	処理装置の点検・整備による性能維持	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の適正処理を徹底することができる。	奈良田地区発生土仮置き場に設置する仮設沈砂池は、点検・整備を実施し、工事排水の処理を徹底する計画とした。

3-3-2 動物

- ・ 工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-3 に示す。

表 3-3 動物に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物	仮設沈砂池の設置	仮設沈砂池を設置することで濁水の発生が抑えられ、魚類等の生息環境への影響を低減できる。	濁水进行处理するため、仮設沈砂池を設置し、処理をしたうえで、公共用水域（早川）へ排水する計画とした。

- ・ 今後、重要な種の情報を新たに入手した場合、専門家の助言を踏まえて保全措置を検討する。
- ・ 工事中は、表 3-4 の環境保全措置について工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、実施状況の確認を行う。

表 3-4 動物に関する工事实施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物	工事従事者への講習・指導	不用意な立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場の工事従事者に対して、計画地外への不用意な立ち入りやゴミ捨ての禁止等について、講習・指導を実施する計画とした。

3-3-3 環境への負荷（温室効果ガス）

- ・工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 環境への負荷に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO ₂ 排出量が従来に比べ10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場では、現存する低炭素型建設機械の台数が少なく、また規格も限定されるため、調達が困難なものの、将来的に機械が増産され認定される機械の規格も増えて調達できる環境が整えば採用していく。それまでは、国土交通省の建設機械の燃費基準を参考に、認定された建設機械やその基準に近い燃費性能を持つ建設機械を採用していく計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場で使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置、稼働とならないようにする計画とした。

- ・ 工事中は、表 3-6 の環境保全措置について工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、実施状況の確認を行う。

表 3-6 環境への負荷に関する工事实施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場の工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する。
温室効果ガス	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場の工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、講習・指導を実施する。

3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

- ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置については、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-7 及び図 3-3 に示すとおり計画する。

表 3-7(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 計画の配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両 の運行ルート分散化等を行うこ とにより、影響を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場 に係る資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行ルート の分散化等を実施する計画 とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械 の運搬に用い る車両の点検 及び整備によ る性能維持	法令上の定めによる定期的な点検 や日々の点検及び整備により資材 及び機械の運搬に用いる車両の性 能を維持することで、影響を低減 できる。	奈良田地区発生土仮置き場 で使用する資材及び機械の 運搬に用いる車両は、法令 上の定めによる定期的な点 検及び整備を行い、性能を 維持する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減 を意識した運 転の徹底	法定速度の遵守、アイドリングス トップ及び急発進や急加速の回避 を始めとしたエコドライブの徹底 により、影響を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場 での資材及び機械の運搬に 用いる車両を運転する者 に対してアイドリングス トップ及びエコドライブを講 習・指導する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者へ の講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる車両 の点検・整備、環境負荷低減を考 慮した運転について、工事従事者 への講習・指導を実施すること により、影響を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場 での資材及び機械の運搬に 用いる車両を運転する者 に対して環境負荷低減を考 慮した運転等について、講習・ 指導をする。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質 、降下ばいじん) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械 の運搬に用いる車両が集中しない ことで、影響を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場 に係る資材及び機械の運搬 に用いる車両において工事 の平準化を実施する。

表 3-7(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (降下ばいじん)	荷台への防じんシート敷設及び散水	荷台に防じんシートを敷設するとともに積卸し時に散水することで、粉じん等の発生を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、積込時の発生土の状況を踏まえ必要に応じて防じんシートの敷設や、積卸し時の散水を実施する計画とした。 (写真①)
大気質 (降下ばいじん)	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口、周辺道路の清掃及び散水※ ¹	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口、周辺道路の清掃及び散水※ ¹ を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において周辺道路の清掃及び散水を実施する計画とした。 (写真②)
温室効果ガス	低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	奈良田地区発生土仮置き場に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において国の重量車の燃費基準を達成した車種をできる限り使用する計画とした。

※¹ 冬季における周辺道路等への散水は、路面凍結を防止するため、散水する際の時間帯や気象条件に配慮して実施する。



図 3-3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する排水溝等の仮設設備については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する排水溝等の仮設設備については、設置状態や稼働状態の定期的な点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事従事者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

第4章 事後調査及びモニタリング

4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

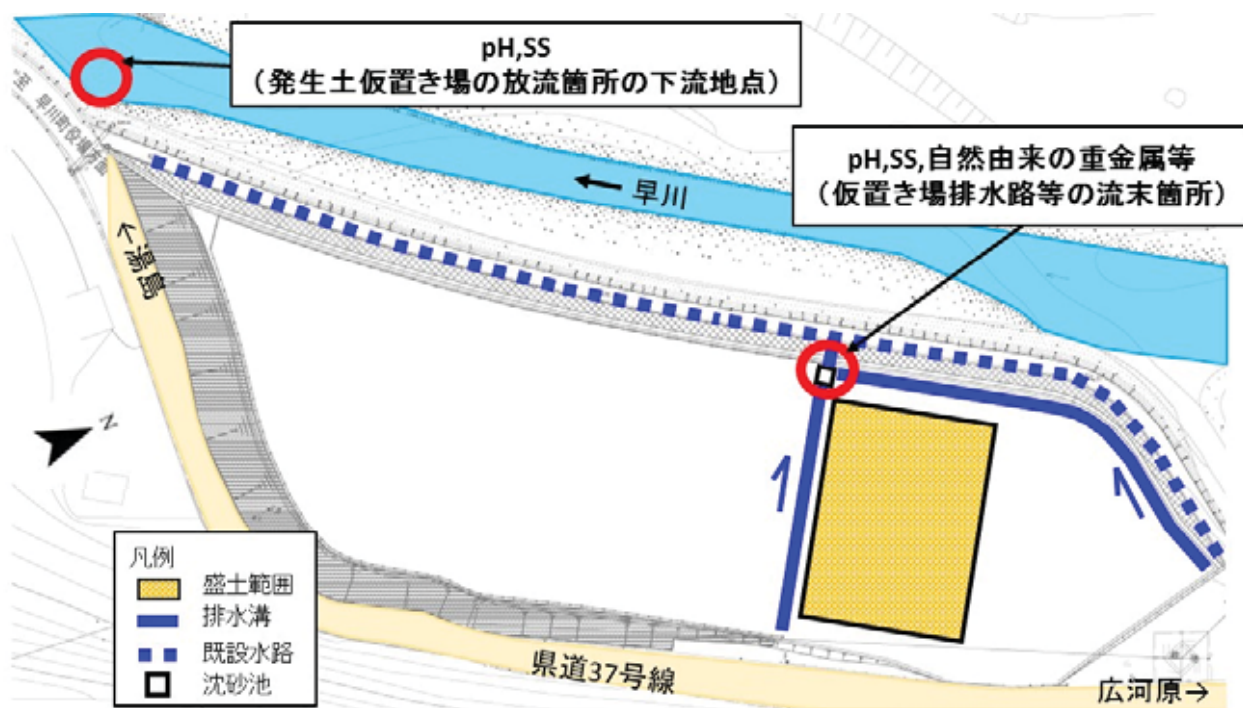
- ・事後調査及びモニタリングについては、評価書及び調査・影響検討結果に基づいて実施する。
- ・ただし、本計画においては事後調査が必要となる環境保全措置の効果の不確実性が伴わないことから、事後調査は実施しない。
- ・工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-1 及び図 4-1 に示すとおりモニタリングを実施する。

表 4-1 発生土仮置き場に関するモニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点 の考え方	調査期間の考え方	調査方法
水質	浮遊物質量 (SS)	発生土仮置き場の工事 排水を放流する箇所 の下流地点及び発生土仮 置き場の排水路等の流 末箇所	最初の仮置き開始前に 1 回 工事・仮置き中に 1 回/年 (下流は渇水期に実施) 最終的な仮置き撤去完了後 に 1 回 ※流末箇所は工事・仮置き中の み	「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測 定方法
	水素イオン濃度 (pH)	発生土仮置き場の工事 排水を放流する箇所 の下流地点及び発生土仮 置き場の排水路等の流 末箇所	最初の仮置き開始前に 1 回 工事・仮置き中に 1 回/年 (下流は渇水期に実施) 最終的な仮置き撤去完了後 に 1 回 ※流末箇所は工事・仮置き中の み	「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測 定方法
	自然由来の重金属 等 (カドミウム、六 価クロム、水銀、 セレン、鉛、ヒ 素、ふっ素、ほう 素)	発生土仮置き場の排水 路等の流末箇所 ※ただし、搬入する発生土 について、搬入元におけ る土壌汚染のモニタリン グにより土壌汚染対策法 に定める基準値等との差 が小さい場合	最初の仮置き開始前に 1 回 工事・仮置き中に 1 回/年 最終的な仮置き撤去完了後 に 1 回	「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測 定方法 (「建設工事における自 然由来重金属等含有岩 石・土壌への対応マニ ュアル(暫定版)」に定 める測定方法)

※ 調査項目および期間は状況により変更となる場合がある。

注：通年使用への変更に伴い、表 4-1 内の「工事・仮置き中（概ね 11 月上旬～翌年 6 月下旬）」を「工事・仮置き中」に変更しました。（平成 30 年 6 月）



※調査地点を変更する場合がある。

※図は冬季閉鎖期間を示す。マイカー規制期間も同様のモニタリング計画とする。

図 4-1 モニタリング計画地点

4-2 モニタリングの結果の取扱い

- ・モニタリングの結果については、山梨県及び早川町との打合せにより周知方法を決定のうえ、地区にお住まいの方々に公表する。
- ・上記の結果や環境保全措置の実施状況については年度毎に取りまとめ、山梨県、早川町及びその他の関係自治体へ年次報告又は中間報告として報告を行う他、当社のホームページにおいても公表する。
- ・結果を受け、必要な場合には、要因を調査し、環境保全措置の追加実施や変更を実施する。その場合、これらにより影響が及ぶ可能性のある地区にお住まいの方々に対し、内容を説明のうえ実施する。

注：通年使用への変更に伴い、図 4-1 中に下線部を追加しました。(平成 30 年 6 月)

第5章 発生土仮置き場の管理計画

5-1 管理計画の概要

- ・国土交通大臣意見を受け平成 26 年 8 月に公表した評価書において、発生土置き場の設置にあたっては、関係地方公共団体等と調整を行ったうえで、濁水の発生防止や土砂流失防止、その他周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画を発生土置き場毎に作成することとしている。
- ・今回、奈良田地区発生土仮置き場について、工事中、仮置き期間中、仮置き撤去時及び仮置き撤去完了後における管理計画を、山梨県及び早川町と協議のうえ以下のとおり取りまとめた。

5-2 工事中の管理計画

(1) 発生土搬入計画

- ・搬入土は中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事、中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（西工区）工事のトンネル掘削により発生するズリを予定しており、坑口部を除き土壤汚染対策法の対象とはならないものの、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック（平成 27 年 3 月 独立行政法人土木研究所、一般財団法人土木研究センター地盤汚染対応技術検討委員会）」等を踏まえた自然由来の重金属等の調査を行い、土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値以下であることを確認したうえで搬入する。
- ・搬入路は県道 37 号線及び町道広河原線を使用する。また、行政等の協議により一部区間については早川の河川区域内を通行する場合がある。

(2) 計画上の配慮事項

【排水計画】

- ・流入水処理 : 発生土仮置き場の外周に排水溝を設置し、上流域からの雨水の流入を防止する。
- ・地下水処理 : 当該箇所には湧水は存在しないため、地下水処理（暗渠）工の設置は行わない。
- ・防災調整池・沈砂池 : 規模・盛土高を勘案し防災調整池の設置は行わない。盛土箇所の最下流に沈砂池を設置し、濁水の流出を防止する。

【のり面管理計画】

- ・のり面勾配 : 安定計算を実施し、安全が確保される勾配とする。
- ・小段 : 安定計算を実施し、必要な場合は小段を設置する。

(3) 造成中の配慮事項

- ・事前処理工：排水設備、沈砂池の設置を行うとともに、支持地盤は除根を行うなど土工に支障するものを取り除く。
- ・盛土工：搬入土の土質を確認、必要に応じて含水比を調整のうえ、建設機械等を使用して締固めを行う。のり面についても、建設機械等を用いて締固め等を行う。
- ・施工中の排水：日々の作業終了時には、表面に勾配を設け、降雨の際に締固めが終了した発生土が泥濘化することを防止する。また、勾配の変化する箇所など、水の集中しやすい箇所には、のり肩やのり面に仮の排水溝を設け、降雨時の浸食を防止する。排水設備については土砂や草といった堆積物の除去を行い、機能を確保する。また、まとまった降雨があり排水溝からの水量が多くなると想定される場合には、排水の状況確認を行う。なお、排水については表 5-1 に示す、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」における生活環境の保全に関する環境基準で定められた値（以下「生活環境の保全に関する環境基準値」という。）以下であることを確認する。なお、既設水路及び早川には生活環境の保全に関する環境基準値の類型が定められていないため、早川が下流で合流する富士川の類型である A を採用する。

表 5-1 生活環境の保全に関する環境基準値

類型	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質量 (SS)
A	6.5 以上 8.5 以下	25mg/l 以下

(出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示 59 号）)

(4) 造成中の異常時対応

- ・降雨：近隣の雨量計データの推移及び甲府気象台の気象情報に基づき、台風の来襲を含めた大雨の際には定期的に巡回点検を行い、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。
- ・地震：早川町内で震度 4 以上の揺れを伴う地震が発生した際には巡回点検を行い、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。

5-3 仮置き期間中の管理計画

(1) 仮置き期間中の配慮事項

- ・排水処理：仮置き期間中は排水設備については土砂や草といった堆積物の除去を行い、機能を確保する。排水については、表 5-1 に示す生活環境の保全に関する環境基準値以下であることを確認する。まとまった降雨が想定される際には必要に応じて、排水設備の状況確認を行う。
- ・設備管理：定期的に巡回点検を行い、仮設設備等に劣化・破損がないことを確認し、必要の際には修繕を行う。

(2) 仮置き期間中の異常時対応

- ・ 降雨 : 近隣の雨量計データの推移及び甲府気象台の気象情報に基づき、台風の来襲を含めた大雨の際には定期的に巡回点検を行い、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。
- ・ 地震 : 早川町内で震度 4 以上の揺れを伴う地震が発生した際には巡回点検を行い、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。

5-4 仮置き撤去時及び仮置き撤去完了後の管理計画

(1) 仮置き撤去時

- ・ 仮置き部分については、仮設設備を撤去するなどして、仮置き前の状態に復旧する。

(2) 仮置き撤去完了後

- ・ 工事中及び仮置き期間中のモニタリング結果を踏まえ、必要に応じて撤去完了後も水質が定常化するまでの間、表 4-1 に示す調査項目についてモニタリングを実施し、必要な場合には追加の環境保全措置を実施する。
なお、水質（pH、SS）について影響が収束するまでの間に、まとまった降雨があり排水溝からの水量が多くなると想定される場合には必要に応じ、降雨時における排水の状況確認を行う。

注：通年使用への変更に伴い、5-4 で「県道 37 号線マイカー規制期間前の仮置き撤去時」の記載を削除し、下線部を更新しました。
(平成 30 年 6 月)

「本文中の「図 2-1 発生土置き場の位置」、「図 2-5 工事用車両の運行ルート」、「図(参)-1 影響検討地点図」、「図(参)-2 大気質、騒音、振動のモニタリングの調査地点図」は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 29 情複、第 276 号）」
なお、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。